

令和3年瑞穂町教育委員会第8回定例会 会議録

令和3年8月26日瑞穂町教育委員会第8回定例会が庁舎会議室3-2に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君 ・ 学校教育課長 大沢 達哉 君・教育指導課 小熊 克也 君
・教育指導課 統括指導主事 稲富 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君・図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第25号 瑞穂町教育委員会学習用タブレット等利用規程

日程第4 議案第26号 学習用タブレット接続用モバイルルーター貸出規程

日程第5 議案第27号 令和4年度使用小学校特別支援学級教科用図書の採択について

- 日程第6 議案第28号 令和4年度使用中学校特別支援学級教科用図書採択について
日程第7 議案第29号 令和3年度一般会計補正予算(第8号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について
日程第8 報告事項1 令和3年度第1回瑞穂町総合教育会議について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年瑞穂町教育委員会第8回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において4番、村上委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

鳥海教育長 ないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第25号、瑞穂町教育委員会学習用タブレット等利用規程、
日程第4、議案第26号、学習用タブレット接続用モバイルルーター貸出規程については、関連がありますので、一括審議とさせていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長 それでは一括審議とさせていただきます。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第25号及び議案第26号については、国のGIGAスクール構想を受けて、学習用タブレット等の利用及び自宅にインターネット環境が整備されていない児童及び生徒の家庭を対象に、学習用タブレットを接続するためのモバイルルーターを貸与する際に必要な事項を定める必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、学校教育課長が説明します。

学校教育課長

まず、議案第25号のタブレット関係ですが、1枚おめくりください。

第1条は、目的です。第2条は、所有者及び管理責任者を規定するもので、所有者は瑞穂町教育委員会、管理責任者は各学校長とするものです。第3条は、対象者を規定するもので、町立学校に在籍する職員並びに児童及び生徒を対象者とします。第4条は、対象機器です。第5条は、届出等で、第1項は自宅において使用する場合の「学習用タブレット等利用届」、第2項は紛失した場合の「タブレット等紛失届」、第3項は破損した場合の「タブレット等破損・修理願い」、第4項は不具合が発生した場合の「タブレット等不具合届」をそれぞれ規定しています。第6条は承認です。第7条は、管理責任者及び教職員等の遵守事項で、第1項は、タブレット等の状態確認、必要なアップデート等を行うこと、教育委員会の許可なくアプリケーションソフトのインストール及びアンインストールを行うこと並びに教職員や児童・生徒にそのようなことをさせないように指導管理することなどの管理責任者の遵守事項を規定しています。第2項は、児童・生徒がタブレット等を使用するにあたって、盗難、紛失等に気を付けるよう指導すること、セキュリティ情報について指導することなどの教職員の遵守事項を規定しています。第3項は、紛失、破損等に気を付けること、他人に貸与及び譲渡しないこと、歩行中にタブレットを使用しないこと、個人情報を守るなど児童及び生徒の遵守事項を規定しています。第8条は、委任についてです。

つづいて、第26号のモバイルルーター関係です。

第1条は、目的です。第2条は、所有者及び管理責任者を規定するもので、所有者は瑞穂町教育委員会、管理責任者は各学校長とするものです。第3条は、対象者を規定するもので、町立学校に在籍する児童・生徒のうち、自宅においてインターネット環境が整備されていない者の保護者とするものです。第4条は、対象機器です。第5条は、申込み及び承認で、モバイルルーターの貸出しを希望する者は、「モバイルルーター

貸出申込書」を提出すること、教育委員会は、申込みがあったときは、第8条の貸出不可能な場合に該当しない限り承認することを規定するものです。第6条は、使用条件で、学校休業等に伴うオンライン授業を行うとき、適応指導教室の指導員によるオンライン授業を受けるとき、学校長が必要と認め、かつ、教育委員会と協議し認められたときに限り使用することができるものと規定します。第7条は、貸出期間で、オンライン授業が終了するまでとするものです。ただし、教育委員会が延長する必要があると認めるときは、この限りではありません。第8条は、貸出不可能な場合で、すべてのモバイルルーターが貸出中又は点検若しくは修理中のとき、あるいは、申請者に対し、既にモバイルルーターを貸出中であり、追加で貸出すべき事情が認められないとき、又は、教育委員会が不相当とみとめるときと規定します。第9条は、遵守事項で、オンライン授業あるいは学校からの宿題に取り組む場合、紛失、破損等に気をつけること、他人へ譲渡あるいは貸与しないことなどの対象者の遵守事項を規定しています。第10条は、紛失等で、そのようなときの連絡及び報告並びに紛失等が対象者若しくは児童生徒の故意又は重大な過失により生じた場合は、対象者がこれを弁償する旨を規定しています。第11条は、返却で、貸出期間終了、あるいは、児童・生徒が卒業又は転出したときは、速やかに原状に復して返却する旨を規定しています。第12条は、委任です。

両規程とも、令和3年9月1日から施行しようとするものです。以上で説明を終わります。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより議案第25号及び議案第26号に対する質疑にはいりません。何かご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第25号及び議案第26号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

鳥海教育長

討論なしと認めます。それではお諮りします。

議案第25号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長 異議なしと認め、議案第25号は原案どおり可決されました。続いて、お諮りします。議案第26号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長 異議なしと認め、議案第26号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第5、議案第27号、令和4年度使用小学校別支援学級教科用図書の採択について、
日程第6、議案第28号、令和4年度使用中学校特別支援学級教科用図書の採択については、関連がありますので、一括審議とさせていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長 それでは一括審議とさせていただきます。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第27号及び議案第28号については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、令和4年度使用、小学校及び中学校の特別支援学級教科用図書を採択する必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長 詳細を申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第13条は、教科用図書の採択について、種目

ごとにひとつの教科用図書選定をする規定となっています。また、学校教育法附則第9条では、特別支援学級においては、学校ごとに文部科学大臣の検定を経た教科書や文部科学省の著作教科書以外の教科用図書、いわゆる一般図書を使用することができるという規定があります。

採択の流れについてご説明いたします。特別支援学級の設置校に校長を中心とした教科用図書研究会を置き、特別支援学級の全教員で令和4年度に使用する教科用図書の調査研究を行いました。調査研究に際しては、児童・生徒の発達段階や能力、特性などの実態を踏まえて、「内容の選択」、「表現」、「使用上の便宜」、「その他」の4点からなる選定理由を作成し、令和4年度使用 特別支援学級教科用図書選定理由書を提出したところです。

はじめに、議案第27号です。瑞穂第一小学校の令和4年度使用 特別支援学級教科用図書選定一覧表をご覧ください。多くの教科用図書は検定教科用図書、すなわち令和元年度に小学校通常の学級で採択された教科用図書を選定しています。国語及び算数の第5学年・第6学年、保健の第3・第5学年では一般図書を選定しています。選定の理由は、別紙選定理由書のとおりとなっておりますが、その一番大きな理由は、児童の特性・発達段階・学習意欲等を踏まえると、当該教科・学年については、選定した一般図書がふさわしいと考えた結果となっております。

以下、選定した一般図書の特徴を述べます。なお、検定教科書はすでに採択されていることと、特別支援学級でも第一義的には当該校の通常の学級での教育課程が適用されることから説明を割愛します。同成社「ゆっくり学ぶ子のためのこくご2（改訂版）」は、前半は片仮名と簡単な漢字の基礎的な使い方について、後半は片仮名や漢字の書き順や送り仮名のある漢字について練習するように示してあります。漢字については生活に必要なとされるものに絞っており、文章の中での用例も示されており、学習がしやすくなっています。

次に同成社「ゆっくり学ぶ子のためのこくご3（改訂版）」は、説明的文章や文学的文章の間に「ことばのべんきょう」として言語事項に関する教材が配置されています。模範作文等が示され、自分が読み書きを始める際に効果的です。

次は算数です。同成社「ゆっくり学ぶ子のためのさんすう4」は、繰り上がりのある足し算、繰り下がりの引き算を中心に、2桁の足し算、引き算、単位について、図、文字、記号を用いて示しています。特につまづきやすい繰り上がり、繰り下がりの計算では、常にタイルを操作し、確かめた上で筆算を行うなど、理解を確実にしようと、丁寧に説明されています。

同成社「ゆっくり学ぶ子のためのさんすう5」は、3桁の数とその足し算、引き算、お金の計算、かけ算、わり算の入門、単位の換算について、図・文字・記号を用いて丁寧に説明しています。

次は保健です。金の星社（ほししゃ）「やさしいからだのえほん1 からだ中はどうなっているの？」は、基本的な体の仕組みや生理現象について、分かりやすくイラストを活用して説明しています。児童の素朴な疑問等に答えながら学習を進めることができます。

もう1つ保健で使用する福音館書店「かがくのとも絵本 きゅうきゅうばこ新版」は毎日の生活の中で起こりやすい、火傷、擦り傷、鼻血など12項目についての応急処置を分かりやすく説明しています。巻末の解説は保護者にも有効であると判断しました。

次は議案第28号です。瑞穂中学校の令和4年度使用 特別支援学級教科用図書選定一覧表をご覧ください。生徒の発達段階、特性等を考慮してこのような結果になっています。小学校の傾向と違って、一般図書を使う教科が多くなっています。小学校と同様、検定教科書の説明は割愛させていただき、一般図書についての説明をします。国語からご覧ください。国語は瑞穂第一小学校特別支援学級からの継続性を考慮して同一会社の同成社「ゆっくり学ぶ子のための国語4」を選定しています。特徴として文学教材、説明文の読解力、作文や詩の表現力や言葉や文法に関わる事項をまとめて示しています。国語は他に東洋館出版「くらしに役立つ国語」、「小学館の子ども図鑑プレNEO 楽しく遊ぶ学ぶ こくごの図鑑」を選定しています。どちらも特別支援学校・学級に配慮された内容であるとともに手紙や電気料金の支払い方法の書類の書き方など、社会生活全般に渡って活用できたり、写真・絵をふんだんに使用したりして分かりやすく習得できる工夫がなされています。

次は社会です。学研プラス「読んで見て楽しむ 日本地図帳 増補改訂版」は、見やすい地図帳として

あるだけでなく、日本の風土や主な自然、特産物、工業などの説明、資料も豊富に載せてあり、日本の地理と文化について合わせて学べます。永岡書店「楽しく学んで力がつく！こども世界地図」は、世界を8つの地域に分けて地図を示しており、国や地域の歴史・産業の解説にも力を入れています。写真やイラストも多く分かりやすい内容となっています。東洋館出版「くらしに役立つ社会」は、全体的な基調は公民分野ですが、地理と歴史のテーマも設定されており、中学社会の集大成となる構成となっています。障害者雇用や障害者自立支援法なども取り扱っています。

次に数学です。東洋館出版「くらしに役立つ 数学」は、基礎編と生活編の2部構成になっています。基礎編では数の計算、量と測定、図形と面積・容積、時刻・時間と速度などを、生活編では、毎日の生活のことを取り扱っており、数学的な知識や技能等が学習できます。日本教育研究出版「ひとりだちするための算数・数学」は、基礎と生活シーンの2部構成になっています。身近な物の数値や問題の解答を分かりやすく示しています。

次に理科です。東陽出版社「くらしに役立つ理科」は、理科の内容を生活と関連させて扱っているため分かりやすくなっています。

次に技術・家庭（職業・家庭）です。ナツメ社「子どもの生きる力を育てるせいかつの絵じてん」は、食べる、切る、暮らす、暮らしを楽しむの4テーマにわけ、社会のルールやマナーについて学習していきます。各活動が視覚的に分かりやすく表現されています。

東洋館出版「くらしに役立つ 家庭」は、より実践的な内容となっており、家族、家庭生活、衣食住の生活における基礎的内容を視覚的に分かりやすく説明されています。療育手帳の利用方法も扱っています。合同出版「こどもとマスターする49の生活技術 イラスト版 手ののしごと」は、実技としてリンゴの皮をむく、洋服をたたむ、定規で線を引くなどの日常生活における49の手作業を分かりやすく解説しています。

次に英語です。三省堂書店「New ABC of ENGLISH 単語編」は、子どもの身近な言葉、乗り物や宇宙などに関する700語が収録されており、単語学習に留まらず簡単な会話の練習ができるのが特徴となっ

ています。三省堂書店「New ABC of ENGLISH 会話編」は日常でよく使われる英語表現を中心に学習する内容となっています。付録のCDを活用すると各ページに対応した発音の学習ができるようになっており、ネイティブな英語学習が可能となっています。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより議案第27号及び議案第28号に対する質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

関谷委員

例えば、「こどもとマスターする49の生活技術」などは、特別支援学級の子どもだけでなく、普通学級の子どもにも、こういった教材があると良いなと思いました。包丁やハサミの使い方など具体的に書かれており、家庭でも、親と子が実践できる内容になっていることも、良い点だと感じます。

鳥海教育長

ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第27号及び議案第28号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

鳥海教育長

討論なしと認めます。それではお諮りします。
議案第27号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長

異議なしと認め、議案第27号は原案どおり可決されました。続いて、お諮りします。
議案第28号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長

異議なしと認め、議案第28号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第7、議案第29号、令和3年度一般会計補正予算（第8号）の原案中教育に関する部分の意見聴取についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第29号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和3年度一般会計補正予算（第8号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので本案を提出するものです。

1枚おめくりください。まず、歳入ですが、科目名称と主な理由を説明いたします。

科目名称に記載のある事業を、教育委員会及び学校が指定を受けたことから予算化します。指定を受けた学校名は、備考に記載のとおりです。

1枚おめくりください。歳出です。科目名称と主な増減理由を説明いたします。歳入で説明いたしました、ナンバー2を始めとする、教育委員会及び学校が各種指定を受けたことによる歳出予算計上の説明は略します。ナンバー6は、適応指導教室や教育相談室での学習支援や相談業務等の一部をオンライン化し、その充実を図ります。ナンバー7は昨年度コロナ禍によりスキー移動教室ができなかったため、今年度は2年生も実施することになり、保護者の負担軽減を図るものです。ナンバー8、14は、第二小学校の消防設備、瑞穂中学校の防火扉の修繕と、通信速度の改善に向けて既設ルータの修繕を行います。

ナンバー10は、35人学級に対応するため、第五小学校のパソコン教室を普通教室へ変更するための費用を計上するものです。ナンバー17は、東京オリンピックの聖火リレートーチ、聖火ランナーユニフォームを購入し、郷土資料館けやき館で展示することで、オリンピック・パラリンピックや瑞穂町で開催された聖火の点火セレモニー等を後世に伝えていきます。ナンバー18、19、22は、改修後の図書館において来館が困難な高齢者等を対象とした本の宅配サービスを実施するための電動自転車や、改修後の図書館に設置する消毒機等を購入します。ナンバー26、29は、現行の体育施設予約システムの更新に

に伴い、新たなシステム導入のための費用を計上するものです。ナンバー27は、武道館にスポットエアコン4台を導入することで、スポーツ環境の向上と、併せて災害時には指定避難所になっているため、避難環境の向上を目指します。ナンバー28、30は、町営第二庭球場の平成3年度に設置した既存のトイレ、倉庫について、新たなトイレ等を建設するために撤去が必要なので、予算措置を行うものです。説明は以上です。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 ナンバー10に関連して、既存のパソコン教室内にあるパソコンは廃棄になるのでしょうか。

学校教育課長 既存のパソコンは廃棄にはなりません。ただ、部屋自体が狭くなりますので、活用方法を検討していきます。

滝澤委員 図書館の宅配サービスについて、今後、お年寄り等には自転車で配ることになるのでしょうか。また、体育館などの予約システムの内容について、説明をお願いします。

図書館長 宅配サービスについては、来館が困難な高齢者等を対象に新たに構築する制度であります。本などを予約していただいて、職員が自転車を御使用し、ご自宅まで届けるもので、事前に登録が必要になります。

社会教育課長 こちらのシステムは既に稼働しているものになります。導入してから10年以上経過しているものであり、リニューアルの意味合いで計上するものです。

鳥海教育長 1点目については町長からの指示に基づくものです。図書館改修事業にあわせ、来館できないお年寄りなどへ図書等を配布するサービスの導入という形で、具現化するものになります。

中野委員 ナンバー24のサーマルカメラについて、物はどういうもので、どういった目的で設置するのでしょうか。

社会教育課長 来館者自らが体温を測定する機器になりまして、スカイホール1階2階の玄関に設置を予定しています。

鳥海教育長 コロナ対策の補助金を活用し、町全体の施設等に設置するものの一部分になります。

鳥海教育長 歳出の中で補足説明いたします。ナンバー27の武道館空調設備設置委託料については、簡易的な空調設備を設置するもので、広域避難所であることに関連した補助金の目途も立っていることから、計上しています。町全体の防災対策の一環となっています。

鳥海教育長

ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第29号に対する討論を行います。

(「討論なし」との声)

鳥海教育長

討論なしと認めます。他に討論もないようですので、討論を終結いたします。それではお諮りします。議案第29号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長

異議なしと認め、議案第29号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第8、報告事項1、令和3年度第1回瑞穂町総合教育会議についてを、議題とします。この議題については、私から説明させていただきます。

鳥海教育長

本日机上に資料は配布させていただきました。そちらをご覧ください。

まず、期日ですが、令和3年8月25日(水)午後1時から1時30分までです。場所は、役場庁議室です。出席者は、杉浦町長、鳥海教育長。事務局として、小峰教育部長、小熊教育指導課長。町側補助者として、栗原副町長、福島福祉部長、村田秘書広報課秘書係長になります。

開会の後、町長挨拶の中で、今回の開催に至った経緯について説明がありました。内容としては「令和3年8月25日(水)未明に瑞穂町立瑞穂第二中学校生徒が高層階建物からの飛降りによる死去事案が発生した。その原因の調査と学校の対応等について、本日午前中に「瑞穂町総合教育会議要綱第4条第3項の規定」に基づき、教育委員会から緊急に町側と協議したい旨の申し入れが教育長からあった。事案の緊急性を認め、「瑞穂町総合教育会議要綱第4条第2項ただし書き」を根拠として、町長、教育長による会議の開催を決定

した。」というものです。

(別紙 瑞穂町総合教育会議要綱「該当部分」の説明)

続いて、議題としては、1. 瑞穂町立中学校生徒の死去についてになります。

まず、教育委員会事務局が説明を行いました。内容は、事案の発生状況について、現時点で収集できている情報を報告しました。

「学校長に所轄警察署からの事案発生第1報があり、その旨教育委員会に伝えたこと。(9時41分)」

「学校長に事案保護者からの連絡があり死去したことが伝えられ(10時31分)、その情報が教育委員会に届いた。」

「教育委員会は今回の事案について、いじめを原因とした自死の可能性を早急に調査する必要があること、また、他生徒の精神的動揺への対処、マスコミへの対応等が見込まれるため、早急に町長と情報共有する必要があること、さらに、町として対処すべき調査等については、町長より職員への指示を願いたいこと」を申し述べました。

町長より、教育委員会事務局の報告を受けた後、次の項目について指示がありました。

「当該生徒の家庭環境等について福祉部署が調査すること。」

「今回の事案について、町と教育委員会は連携して対処にあたること。」

「マスコミ対応については、町側窓口である秘書広報課と連絡の上あたり、学校および教育委員会が情報を求められた場合も、秘書広報課と連絡の上あたること。」

「議員への情報提供を適時適切に行うこと。」

「今回事案について、町による調査組織の立ち上げの準備を開始すること。」

その他として、今回事案について、総合教育会議での情報共有、連絡調整のほか、町関連部局に情報共有するため、本会議終了後直ちに関係者による会議を開催する旨、町長が申し述べました。

その後、閉会となりました。以上、令和3年度第1回瑞穂町総合教育会議の報告となります。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。
ご質問もないようですので、委員には、さようご了承願います。

鳥海教育長

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。
これにて令和3年瑞穂町教育委員会第8回定例会を閉会いたします。
ご苦勞様でした。

閉会 午前9時54分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員